

参議院運輸委員會會議錄第十九号

(二六三)

昭和三十年六月二十一日(火曜日)午後
一時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 加藤シヅエ君
理事 早川 慎一君
重盛 壽治君
木島 虎藏君

委員

入交 太藏君
岡田 信次君
川村 松助君
黒川 武雄君
一松 政二君
三木 與吉郎君
内村 清次君
大倉 精一君
片岡 文重君
三浦 義男君

國務大臣

運輸大臣 三木 武夫君

政府委員

法務省刑事局長 井本 臺吉君
運輸大臣官房長 山内 公敏君
運輸省海運局長 栗澤 一男君
運輸省自動車局長 眞田 登君

事務局側

常任委員 古谷 善亮君
常任委員 田倉 八郎君
常任委員 會專門員

○道路運送車両法の一部を改正する法

律案(内閣提出、衆議院送付)
○海上運送法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
○運輸一般事情に関する調査の件(紫雲丸遭難事件に関する件)

○委員長(加藤シヅエ君) では、ただいまから運輸委員會を開会いたします。道路運送車両法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○内村清次君 この法律案の内容によりますと、定員及び予算が国家財政の現状から足りないから、十分でないから、この法律によって自動車の登録及び検査の手続を簡素化する、こういうことでございますが、それを逆に、そうしたために定員を減らす一つの要素にするというふうなことは、これは絶対にお考えでないでしょうか、この点について。

○政府委員(眞田登君) われわれの方ではそういう考えは持っておりませんので、今までに相当にあやしていただい、くべきものがあやしていただけた。た。どうしても簡素化して一般の便宜をはかるとともに、われわれの方の仕事の能率も上げたい、こういうつもりでございまして、減らすということとは全然考えておりません。

○内村清次君 そこで、実は検査をいたします際においては、これは従来検査をする箇所というのは一定であつて、あるいはまたは普遍的に場所を変えてやるということもあるわけですか、

が、それに職員の方々が出張をして、そうして立ち合いによって検査をするというふうな際におけるところの出張旅費というものが非常に少いために、私もこれはもう相当以前でしたが、こういう公務出張の問題は、法律におきましても検査の規定ができておる以上は、これを遂行するための出張である以上、やはり十分に政府の方では、期間もはつきりしておりますから、期間該当の旅費だけは確保すべきである。

反面には、もしも不足のためにあるいは業者負担になってみたり、そこにいろいろ不正なる問題ができて、それでやむなくともその職員が関係するといふような不祥事件が起つては相ならぬいからして、これは一つ十分注意して、予算を組んだらどうかということ、私は当時質問したことがございまして、そういうふうな部内、旅費の手算その他は支障ないか、その点明らかにしていただきたい。

○政府委員(眞田登君) 仰せの通りであります。実際に車両検査に出で参りますのに旅費が不足で困っている面も相当ございまして、毎年そういう点を関係方面に力説いたしまして、その増額に努力いたしておりますが、今後ともそういう御心配のないように大いに努力いたしたいと思ひます。

○委員長(加藤シヅエ君) ほかに御質疑はございせんか。

別に御質疑もないようでございますから、これより討論採決に入りたいと存じます。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○岡田信次君 私は討論は省略したらいかがと思ひます。そういう動議を提出いたします。

○委員長(加藤シヅエ君) 岡田委員の動議に御異議ございませんか。
○委員(加藤シヅエ君) 御異議なきものと認めまして、討論を省略いたします。これより本案の採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(加藤シヅエ君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお本院規則第四十四条により本會議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきまして、これは委員長に一任願ひたいと存じます。御異議はございませんか。

○委員長(加藤シヅエ君) 御異議なきものと認めます。
それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名
早川 慎一 木島 虎藏
岡田 信次 川村 松助
黒川 武雄 一松 政二

○委員長(加藤シヅエ君) 次に、海上運送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○内村清次君 ちよつと委員長にお伺ひいたしますが、運輸大臣はきょうは、ずつとおられますか、実は委員長には委員部を通じて緊急な質問の形で質問書を出しておりますけれども、この質問が行かれますまでやつていただければ……。

○委員長(加藤シヅエ君) 大臣は四時ごろまで本委員會に出席されております。○内村清次君 委員長、その点も勘案されてよろしくうございませうか。
○委員長(加藤シヅエ君) よろしくうございませう。
ちよつと速記をとめて。
○委員長(加藤シヅエ君) 速記を始め

○一松政二君 私は三木運輸大臣にちよつと航路運送法のことについて伺ひたいと思ひますが、航路運送事業法に今度あらためて、海上運送法の一部を改正する法律案に不定期旅客運送事業というものが新しく登場して来たわけですか。従前は不定期航路というものが、二十三条には、「不定期航路事業を営む者は、省令の定める手続により、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ」というので、おそ

らく、これは旅客も貨物も一緒であつたろうと思うのです。今度は、おそらく貨物については同じことであらうと思うのですが、特に旅客についてこれを許可事項に持つていった。それで、許可事項に持つていって、それをいろいろ伺つてみると、非常に小さな沿岸の、五トン、十トン、二十トンといった程度の、島と島との間、または一、二の港の間を運航しておる非常に零細なものなんです、その実例を聞いてみると。私は、それが結局は運賃の統制を乱すということが一つの原因のようにもあるし、それからあるいは横浜の遊覧船が貨物船の出入にじゃまになるという一つの論点もあげられておるのですが、どうも、こういう海上運送法なんという基本の法律をそんな小さな、ごく波の先のくすれたあわみみたいなような、たとえばどうかと思ひますが、そういったものを規制するために波を規制するようなことも気がしてしょうがないわけなんです、あまりにそういつた末梢的な現象にとらわれて、私は基本法律にそういうことを織り込むといふことについて、どうしてもびびつたりといかないのです。その上にもつていって、もう一つそれが春秋の観光シーズンその他に行われるところの旅客をおもにして、修学旅行、あるいはまた団体旅行の温泉客その他を当てにしている。これはやはりある程度、一カ月、二カ月あるのですから、反復されておるのですから、そこにある程度混同が起りやすいこと、それからまたそれを見る人の、管掌する人の考え方によつてこれが左右されると思うので、こういう規定を入れることそれ自身がかえつてよけいな摩擦とい

うのですか、そういう区別しにくいような問題をあらためて惹起するおそれがあると思うのですが、運輸大臣もそうあまり私は真剣になつてお考えになつたことは実はなかつたと思うのですが、われわれがこれを審議して、いろいろ実例を出してみると、そういうことになつておつて、どうも基本法にそういうものを出してきて、事務当局の者でしようが、それはどの値打を私は少くとも認めないのですが、運輸大臣に一つ御意見を伺いたいと思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(三木武夫) 御承知のよう最近いろいろな事故なども、不定期船、まあ観光客などが相当ふえて参りました、この間も私は少し心配になつたから、海上保安庁に依頼しまして、全国の港にあるいわゆる観光船に対して調べてもらいました。いろいろな事故が頻発して、そのために、事故が起れば生命の損傷もあるということ、そういうことを依頼をしたわけでございます。非常に心配になつたわけでありまして。そういうために、一つはそういう海上における旅客輸送というものが、何らの行政権の関与なしに放任されておるといふことが、いろいろの不測の事故防止の点からいへば、あつた。また一つには、これはいろいろ旅客運送のいろいろ企業の適正化といふものをいろいろ乱すような面も出てくるのではないかと。こういうことで、いろいろの今日の状態から考えまして、こういう立法は、今一松さんの御指摘のように、少し繁雑に流れる点もございまして、しかし一応ここに、これは免許制といふことにして一つの基準を考へる方が、利用者に対

してこの方が非常に利用者の利益を守るのではないかと。まあこういうことで、少し繁雑ではございますが、こういう法案を御審議を願うような結論になつた次第でございます。

○一松政二君 事故防止と、それから港のじゃまになるとか、あるいはその船の通、不通というふうなことは、これは別な法律で私は規制があると思ふ。ことに、それから旅客に対しては、金銭的にはいりやうな団体保険によつてカバーされておりますが、そうするとその基準といふものは、この法律それ自体によれば、ごく雑駁な、ごく当りまえな常識的なことしかないので、その船の通、不通といへば、全部これはその場所によつて到底一律には行かない。ある湾では危ないと思ふものがある、ある川や平水航路なら何ごともない。しかし平水航路と思つてゐるところへ突風が起つてきたりして、事故といふものは起りがちなものであつて、免許事業にしたから、許可事業にしたから事故が起らず、届出制において事故が起るといふことは、私は事故に関する限りはどうかと思ふのです。それは推定に属することだから、結局水かけ論になるかもしれないが、私は事故に関する限りは、届出制にしたから事故があり、免許可にしたから事故がないとは限らないと思ふ。国鉄のああいう事故といふものは、あらゆる安全装置、あらゆる訓練を経ておりながら、ああいうことがあるので、しかも鏡のごとき瀬戸内海の宇高船であらうことがあつたのですから、許可制にしたから事故がなくて、届出制にしたから事故があるという見方は、私は賛成することはできません。

それからもう一つは、運賃の問題だらうと思うのですが、運賃といつたところで、やはりタクシー業者と同じようなもので、こいつなかなか取締りといふものは私は実際において不可能であらうと思ふ。また僻遠の地の渡し船、お客さんのあるなしによつて、どうだ幾ら幾らで行かないかと言われれば、ごくわずかな人間の場合には、遊んでいてもしょうがないから、じゃ、行きましようといふようなことも必ずしもないとも限らないので、別な方面の規制で私はそういうことは避けられなくとも思ふので、あえて私は大臣の答弁を求めません。

私は、そういう今の統制意識に従えば、これはちよつと委員長に相談ですが、ちよつと大臣に海運に関する事で質問してゐるので、同じ関連になることですからちよつと伺いたいのです。それで、たとえば海上運送をする場合に、今までは全然船会社ばかりが特定の荷物を輸送しておつた。その場合に、荷主が、それじゃ金が多かから船を作つて、そうして同じものを取り上げてからにやろうといふようなことができたといふ仮定した場合には、しかもそれが海外航路に従事するやうなものであつたときには、大臣はそういう許可の申請があつた場合には、それをどうお考えになるでしょうか。

○国務大臣(三木武夫) 船は、今貨物船を必要とするわけでありまして、いろいろ自己資本で貨物船を作るといふことは、これは考えなければならぬ。しかしそのオペレートするのを、荷主自身がそれをオペレートするといふやうなことは、私は適当でないと思ふ。それは海運業者がやることだ、こ

ういふふうに考えます。

○一松政二君 そうすると、船の建造は差しかえない、差しかえないが、オペレートするには運送業者をしてやらしむるというお考えですか、もしそういう場合には……

○国務大臣(三木武夫) まあ原則的にはそういうふうに考へておるのでありまして、これは個々のケース・バイ・ケースで検討を加へる必要がある。一がいにはこれは言うわけにもゆきません。そういうときは、申請があれば、その個々の申請に基づいて検討を加へる、こういう考へでございます。

○一松政二君 そうすると、そこが運輸省の日ごろの考へ方、いわゆる秩序維持あるいは混乱を避けるということ、ほとんど陸上はもう常にそういうことをやつてゐるし、海上においても、今度の一部改正の問題についても、それが一つの主眼点になつておるのです、船会社と荷主といふものは、これは相より相持つておるのですが、船会社が当然輸送しておつたところに持つていって、もし荷主が金のあるままかせてどんどん作られたら、これはおそらく今日の船会社は借金ばかりしてゐて、いろいろ問題を起したくらいに弱いのです。ところが、荷主によつては非常に強いことがあるのです。しかも外国資本によつてゐる石油業者のごときは、非常に強いのです。しかも石油といふものは、今日はほとんどどの会社といふよりも莫大の利益をあげてゐるので、国民の犠牲において、しかもそれは外国資本が多く加つておるものが、かりに船を作るといふやうなことが起つてくれば、私は日本の海運業者

は、おそらく石油業者がかりに作るとすれば、タンカーですか、いわゆるタンカー業者というのは非常な打撃を受けると思うのです。そういう場合でもやはり、具体的にいけば原油の輸送なんです、そういう場合、石油会社の申請がかりにあつたとすればお許しになるかどうか。そういうこととそれ自体が、海運の健全な発展ということが臨時船舶建造調整法なんかの第一条件になつておるのですが、それに適合するとお考えになつておるか、おらないか。ちょうど大臣がお見えになつたので、それは海上運送の秩序を乱すというふうなことがいつでも何か理由になりまふから、ついでに一つ御意見を伺つておきたいのです。

○国務大臣(三木武夫君) この問題はやはりいろいろ、海運の秩序を乱してはいけないという見地もございますし、いろんな点からやはりそのケース、ケースによつて検討を加えるということよりほかにはないと思つております。

○一松政二君 そうすると、具体的事例が起つた場合に、最初はある特定——そういうのがあつかないかは知りませんが、甲の石油会社と作るとした場合に、乙の会社も必ずそれに均霑しようとする。乙の会社がやつたらまた丙も、資力のある限り私はそういうことは企画してつておる。結局、とめどがなくつてしまつて、自己の貨物は自己が輸送する、そうしたら海運専門で、タンカー専門で立つてゐるもの、なんじはどこへ行くという問題が起つてくる。そうして国家に莫大な借金を負つておるものは、ほとんどそう

いう場合に、これは国家が勝手にやつたのだから、船をとつていつてくれ、僕はあとの借金は何も知らないというすてば気分が起らぬとも限らない。これは、私は仮定のことを言つてゐるので、これは今秩序を維持する、秩序を維持するとしてつちうおつしやるから念のために伺つておきたい。というの、ある特定の社に許したら、必ずもうそれは、ケース・バイ・ケースとおつしやるけれども、一つの例を作つてはかを制止することは私はできないと思ふ。そうすれば、日本のいわゆるタンカー業者というやつは、これは旧式の、今までの大きなやつで二万トンそこらのものでしょうから、これから先はスーパー・タンカーになるわけですが、スーパー・タンカーを作つて石油会社が勝手にやられたら、日本の小さな、そういう設備のない所だけがそういう従来の小さな船を使うので、需要がきまつちまう。従つて、タンカー業者は今までの開港銀行あるいは市中銀行から借りてゐる、国家の保証を受けておるようなものは、とうてい払へつこないことになるのです。で、そういうことは、それこそ運輸省が常にある秩序の維持、いい悪いは別問題であります、それから海運の健全なる発達という点から見ると、一がいかにケース・バイ・ケースと言つておられないと思ふのです。一つのケースができれば次に必ずそれは、甲に許して乙に許さぬといふことは、私は運輸省としては非常にそれは困難なことじゃないかと思ひます。日本の石油業者でタンカーを持つておるものは、ごく一部あるかもしれませんが、何か大協石油がたしか小さなものを作つたと思

うんですが、それが風を望んで勝手に作る場合には、非常な混乱が起ると思ひます。そういうときには、だれか一社がかりに申請をする場合に私は運輸大臣としては、一社だからいいんだと、次のやつは許さぬといふことは、ちよつとできなかるうと思ふので、必ずしも私はケース・バイ・ケースというふうにお考えになることは非常に危険だと思ふのですが、いかがですか。

○国務大臣(三木武夫君) それはそうだと思います。こつちを許してはかは許さぬという性質のものじゃない。その資金の確保が十分であり、そしてそれが海運界を攪乱と申ししても、やはりそれは運輸するものはやはり海運業者でなければいけない。それは荷主が海運業者のやつておるようなことをやることは、これは好ましいことではないのであります。それは海運業者がやらなければならぬ。船がまあ必要である、今日日本に船が必要であるといふのでありますから、しかも今申したようにそれは、その運賃は海運業者自身がかかるべき性質のものである、こういうことで、私は、しかもそれは単に一社とか二社とか、そういうことで差しかえがなければ、それは考へていい問題である、こう考へております。

○一松政二君 そうしますと、すね、資金的には今、石油会社といふのは、砂糖会社と同じように、非常に保護されておるのです。石油の輸入をカットしようといふことで、内地の原油といふものはほとんど言うに足らざる、五十万トンかそこらですから、非常に保護されておる。将来も保護されておる。そして今非常にそういうおかげでうかつておるわけですか。しか

も、ほとんど半分に近いものは外国資本であり、それから運輸資金も外国銀行から勝手に借りられる状態にあるから、もしだその資金の点だけで作ることが自由であるというならば、これは風を望んで作つてくると思ふんです。それで今度は、カルテックスみたいなものにしましても、これはまた別に運送会社があるんだから、カルテックスの会社で作つて、事実は、ただ裸儲船の名義は運送業者でやる。あるいは他の石油会社にいたしましても、傍系のものにやらせればいいんだとか、あるいは傍系のものにないものは船会社を作る。今日海運業者あつて船会社をやる場合に、お前船会社を作つてはいかぬといふわけにはいかぬのじゃないかと思ひますが、そうすると結局、その石油会社がかりにタンカーを作つた場合に、お前が運航してはいかぬのだといふ、姉妹会社の運送業者を作つて、あるいは従来の人間か、それに色をつけたもので、また姉妹会社を作つたとして、運賃の仕方はいろいろあると思ひますけれども、事実問題としてそういうことがもし可能だと、とめられないといふことになれば、私は従来のタンカー業者は多大の脅威を受けるものであると思ひます。それこそ混乱と何を招くので、私は海上運送法のこんな、先ほど私が言つたような波のくずれた先のあわみみたいな問題とは根本的に違つてくると思ひます。だから、そういう問題について一応私は大臣の御所見を伺つたのですが、おそらくそういう問題が今後私に起つてくると思ひます。

石油会社が財政状態がいいんですから、金も借りられるのですから、外

国銀行からも金が借りられるし、償却するのはわけはない。かりにその船舶に投資してゐる方が、おそらく自分の營業状態からいって、船舶償却にしたつて、あるいは利益をある程度、何というのか、カムフラージュするのには、最も便宜なことであらうと思ふんですから、これは容易ならざる問題が私は起つてくると思ふのですけれども、今そういう問題が具体的に起つてゐるのかどうか知りませんが、これは一応われわれとしても、海運の健全なる発展というときに、そうしてしかも従来のものは国の保護を受け、借金はまあ首の回らぬほどしておつて、最近幾らか景気がいいというだけの話でありますから、そこへ持つてきて、新しくそういう脅威がかりに加わると思へば、非常に問題だと思ふんです。

まあ、今日大臣がお見えになつたから、私はたまたまこの法案を審議しておつて、秩序維持、それから運賃をどうとかいふ問題、こんな問題じゃなくと、そういう基本問題が私は控えてゐると思ふんです。だから、そういう基本問題の起つたときには一体どうするんだ。この運送法で取り締まれる部門でもなし、あるいは臨時船舶建造調整法においても、これは「国際海運の健全な発展」といふ一つの条項がまああるだけだと思ふんです。それをまた、見よう見方によつて幾らでもできるけれども、まあ一つ大臣に、今後そういう問題の起つたときにどう処理するかということだけを——これ以上は私はその仮定のことに對してですね、御答弁を求めませんけれども、そういう問題が今後起つてくる可能性が私はあると

思うんです。その点について、それこそつまり船会社対船主の問題、そうしてそれが波及するところ、日本の海運業の繁達にかなりな波紋を投げかけるおそれがある。それを今度は国家が一方において金を貸して、そうして保護をした建前をとっているのに、全然それに無関係の荷主が、自分のいいスタディンクにおいて、あらためて海運業を始めるような格好になるので、かなり厄介な問題が起るであらうし、一つそれをどうおさばきになるかよく考えおき願いたいと思う。たまたまこの運送法にそういうまあ類似のような問題がありましたから、お伺いしたわけです。

私はどうも納得がゆきかねるので、私は同じことを繰り返してもしょうがないから、この不定期航路事業についてこれをどうするかは、いずれ委員の皆さんとお話しをした上で、態度を決するよりほかにないと思いますが、この前私はたまたま失礼して、いなかっただけ。早く中座したので、臨時に起ってくる、ほんとうのいわゆる臨時船というのとこれは、何か別の規定を設けずして、明確な区別ができますか。これは海運局長からでいいですが、この前私が伺ったのでおおよそわかりだろと思うんですが、またほかの委員諸君も伺ったのだらうと思ひますけれども、重複してはなはだ失礼かと思ひますけれども、私はちょっと伺ひたいのですが……。

○政府委員(栗澤一男君) 実際問題としてしましては……理屈として一応割り切れるというところは先般からたびたび申し上げておりますのでございませうが、実際問題として、具体的な

例があつた場合に判断がなかなかむずかしいというところは、御指摘のようにあるかと思ひまして、私どもの運用上の気持としては、先般も申し上げたと思ひますが、反復継続の場合は大体継続的に一月をこえる程度のものでありふらに於いて、実行適用に當つては統一して行ひたいというふうに考へておるわけでございます。

○一松政二君 一月をこえるといつても、それは非常に問題ですね。一月をこえるといつたつて、まあ春秋の觀光シーズンなどということになるかと、大てい一月をこえるのじゃないですか。私はやはり二月かそこいらぐらいの、二、三カ月の程度で、それがまた来年やるかどうかわからぬ、適当な船があればやるし船がなければやらないのです。その辺が非常に私はあいまいだから、問題だと思ひます。たとえ

ば、駿河湾でも三津海岸なら三津海岸から沼津みたいな所は、お客さんのあるときもあるし、ないときもある。あるときにはやるし、ないときはやらないのだけれども、天気の良いときには全然やまっちゃうし、日曜にはやるけれどもウィーク・デーにはない、こういったものがみんなそのカテゴリーに入るのだらうと思うが、そういう場合でも、ここでもお客さんが多ければ臨時船が出てくる。だから、その辺が非常にかえつて、こういう法律をこしらへたがために、そういう区別がむずかしくなるというおそれも私は多分にある。業者を痛めつけずにスムーズに行われるかという点に対しては、私は危惧の念があるが、あなた方に言わせれば、必らずそうします、適用につい

ては万遺憾なきを期しますとおっしゃるだらうけれども、事実問題としては、結局、その地方のまあ海運局の人のごきげん次第でどうにもなるのだらうと、極端に言えばそうなる。私の注文するのは、今の臨時船と旅客不定期航路事業というものを、もっと画然と区別してもらひたい。

○政府委員(栗澤一男君) ただいまのお話のございました季節によつて運航するというのは、お話の通り、大体二月、夏であれば二月くらい、あるいはその他の季節でも三、四カ月というふうな、季節を限つて運航しておるものが一番多いのでございます。従ひまして、そういうものが大体既存の定期航路と同じ航路にして、そういう一番客の多い時期にだけ不定期航路をする。むしろ、それがひいては冬でも運航を義務づけられるところの定期航路業者のために非常に悪影響があるという点から、考慮されておるわけでございます。

先般もお配りいたしました資料にございしますように、大体三百と申しましても、その事業者の約半数が大体そういう季節によつて運航しておるというものでございします。一つの季節を通じて、しかも反復して旅客を取るといふのは、やはりその期間を通じて航路事業たる目的をもつて計画的にやつておるわけでありませう。私も、あるいは御見解と違ふかも知れませんが、一月、二月というふうな季節的なものは客の一番多い時期をねらつて事業をしてやるといふのは、やはりこの改正法で規制することが必要じゃないかというふうな考え方でございします。

○一松政二君 今の御説明だと、許可事項にただけではその弊害という

ものは全然私は取り去られるものではない。それでは今までやつてきたものが申請してきて、それを不許可にするというわけにもいかぬであらうし、従つて、そういう問題は結局組合を作るから統合するか、いずれにしても冬もよし夏もよしというなら、一番少いときのお客さんを目当てにしてそうして何か採算の立つ方法でなければ、会社がいく道理がないから、そういう場合には夏になつたら臨時に客が来たら、お客さんを運搬することはできませんよ。

従つて、どうしてもそれは必要上そういうものが生まれてくる。生まれてくるのを生まれてこさせないようにするものが無理なんで、それならそれだけのゆとりを持った、臨時船をいつでも出せるだけの準備をしたその航路業者へ、それを独占させるか、あるいは組合を作つて規制するかなんかしなければ、私はこの許可のしつ放しでは、今のその問題は一つも解消しないと思ひます。競争してはいかぬというわけにも参りませうまいし、運賃は同じにしろと言つても、かりに表面は同じにしろただ、手ぬぐいの一本もやればそれだけ安くなるわけですから、そういうものもいかぬ、みやげ物をつけちゃいかぬというわけにも私はよくまいかと思ひます。だから、許可事項にしたから許可事項によつてそういうことを避けるというお考えは、私は少しまだそれだけでは不足するのではなからうかと思ひます。

これはある程度意見になると思ひますが、許可事項にしたから事故が減る、それから届出だから事故が多いのだという結論は、私はそういうことは早計だ。それから許可事項にしたら運

賃の競争をしてはならぬというふうな条件も、それはおつけにならぬと思うが、また適当な競争がなかつたら独占になる。そうして独占というところはある程度の弊害を伴うておるものですが、ここがどうもポイントが合わない点が私の頭にひらいておるのですが、同じことを繰り返してもしようがあるまいせんから、私はこの問題は一応打ち切つて、あとで委員の皆さんにお諮りしてみます。

私は、この旅客の不定期航路事業の許可制度のことについては、一応これで質問を打ち切ります、あとは同じことを繰り返しますから……。

○早川慎一君 第四條の規定がちよつと變つておりますが、何か意味があるんですか。もとの条文によると、「基準に適合するときは、これを免許しなればならない」と、こゝ書いてある。今度の改正法を見ると「左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなればならない」、まあ読み方によつて若干受ける感じが違ふんですが、何か意識的に改正したのであるか。

○政府委員(栗澤一男君) 先般も申し上げたのでございしますが、法制局の見解によりますと、解釈としては、免許するといふ場合に、あるいは改正案のように基準を列挙いたしました、基準に適合するかどうかを審査して、これをしなればならないというの、事実上変更がないという御意見でございします。あるいは道路運送法の他の規定につきましても、大体こういう表現になつております。それによつて統一されたというわけでございます。

○早川慎一君 道路運送法の方は、ここに分けて書いてある。審査しなければ

ばならない、審査してという——審査の結果、適合したら免許しなければならぬ。ところが、今度の改正によって一つの条文にそれがまとめられていますから、審査しなければならぬというところが強く出ているように見受けられますが、これは法制局の——これを」と

いうのは免許しなければならぬという意味のことと思いますが、何か審査というところに非常に重みがかかってくる。一体免許するかしないかということ、基準に適合したら免許しなければならぬという趣旨であるのか、あるいは審査ということに第四条は重みをかけておられるのですか。そここのところがちょっと条文を読みますと、どうも前の方が——適合してたら免許をするかしないかということじゃない。適合をするかしないかということと審査した上は、免許しなければならぬ。義務付けられるのですね、その点は、どうも意識的に何か違つたような感じが受け取れるのですが、それは従来とちつとも変らないのだという御説明と承知していいですか。

○政府委員(栗澤一男君) その通りでございます。道路運送法第六条もこれと同じ書き方をいたしております。○早川一君 やはり意味はちつとも違わない。だから、やはり適合しておつたならば免許のだからという方針は、この条文上変らない、こう解釈していいですね。

○政府委員(栗澤一男君) その通りでございます。○委員(加藤シヅエ君) 速記をとめて。○委員(加藤シヅエ君) 速記を始め

【速記中止】
○委員長(加藤シヅエ君) 速記を始め

第十部 運輸委員会会議録第十九号 昭和三十年六月二十一日【参議院】

て下さい。ただいまの法律案につきまして、御質疑は今日はこの程度にいたします。

○委員長(加藤シヅエ君) 次に、運輸一般事情に関する調査を議題といたします。

最初に運輸大臣に対する御質問から始めて下さい。

○内村清次君 運輸大臣に突はお尋ねしたいのですけれども、きょうは広範の、例の紫雲丸事件のその後の経過、こういうようなことはしばらくおきまして、是は今日の十日の産経新聞に紫雲丸関係につきましても職員の問題で、高松の地検ではこれを提訴する起訴するというような新聞記事が載つておりましたから、この点は運輸大臣といたしましてはどういう状況になつておるか、あるいはこういう新聞記事あたりをお読みになったのかどうか、この点をまず伺ひたいのです。

○内村清次君 運輸大臣に突はお尋ねしたいのですけれども、きょうは広範の、例の紫雲丸事件のその後の経過、こういうようなことはしばらくおきまして、是は今日の十日の産経新聞に紫雲丸関係につきましても職員の問題で、高松の地検ではこれを提訴する起訴するというような新聞記事が載つておりましたから、この点は運輸大臣といたしましてはどういう状況になつておるか、あるいはこういう新聞記事あたりをお読みになったのかどうか、この点をまず伺ひたいのです。

○内村清次君 運輸大臣に突はお尋ねしたいのですけれども、きょうは広範の、例の紫雲丸事件のその後の経過、こういうようなことはしばらくおきまして、是は今日の十日の産経新聞に紫雲丸関係につきましても職員の問題で、高松の地検ではこれを提訴する起訴するというような新聞記事が載つておりましたから、この点は運輸大臣といたしましてはどういう状況になつておるか、あるいはこういう新聞記事あたりをお読みになったのかどうか、この点をまず伺ひたいのです。

○内村清次君 運輸大臣に突はお尋ねしたいのですけれども、きょうは広範の、例の紫雲丸事件のその後の経過、こういうようなことはしばらくおきまして、是は今日の十日の産経新聞に紫雲丸関係につきましても職員の問題で、高松の地検ではこれを提訴する起訴するというような新聞記事が載つておりましたから、この点は運輸大臣といたしましてはどういう状況になつておるか、あるいはこういう新聞記事あたりをお読みになったのかどうか、この点をまず伺ひたいのです。

○内村清次君 運輸大臣に突はお尋ねしたいのですけれども、きょうは広範の、例の紫雲丸事件のその後の経過、こういうようなことはしばらくおきまして、是は今日の十日の産経新聞に紫雲丸関係につきましても職員の問題で、高松の地検ではこれを提訴する起訴するというような新聞記事が載つておりましたから、この点は運輸大臣といたしましてはどういう状況になつておるか、あるいはこういう新聞記事あたりをお読みになったのかどうか、この点をまず伺ひたいのです。

○内村清次君 運輸大臣に突はお尋ねしたいのですけれども、きょうは広範の、例の紫雲丸事件のその後の経過、こういうようなことはしばらくおきまして、是は今日の十日の産経新聞に紫雲丸関係につきましても職員の問題で、高松の地検ではこれを提訴する起訴するというような新聞記事が載つておりましたから、この点は運輸大臣といたしましてはどういう状況になつておるか、あるいはこういう新聞記事あたりをお読みになったのかどうか、この点をまず伺ひたいのです。

○内村清次君 運輸大臣に突はお尋ねしたいのですけれども、きょうは広範の、例の紫雲丸事件のその後の経過、こういうようなことはしばらくおきまして、是は今日の十日の産経新聞に紫雲丸関係につきましても職員の問題で、高松の地検ではこれを提訴する起訴するというような新聞記事が載つておりましたから、この点は運輸大臣といたしましてはどういう状況になつておるか、あるいはこういう新聞記事あたりをお読みになったのかどうか、この点をまず伺ひたいのです。

○内村清次君 運輸大臣に突はお尋ねしたいのですけれども、きょうは広範の、例の紫雲丸事件のその後の経過、こういうようなことはしばらくおきまして、是は今日の十日の産経新聞に紫雲丸関係につきましても職員の問題で、高松の地検ではこれを提訴する起訴するというような新聞記事が載つておりましたから、この点は運輸大臣といたしましてはどういう状況になつておるか、あるいはこういう新聞記事あたりをお読みになったのかどうか、この点をまず伺ひたいのです。

○内村清次君 運輸大臣に突はお尋ねしたいのですけれども、きょうは広範の、例の紫雲丸事件のその後の経過、こういうようなことはしばらくおきまして、是は今日の十日の産経新聞に紫雲丸関係につきましても職員の問題で、高松の地検ではこれを提訴する起訴するというような新聞記事が載つておりましたから、この点は運輸大臣といたしましてはどういう状況になつておるか、あるいはこういう新聞記事あたりをお読みになったのかどうか、この点をまず伺ひたいのです。

○内村清次君 運輸大臣に突はお尋ねしたいのですけれども、きょうは広範の、例の紫雲丸事件のその後の経過、こういうようなことはしばらくおきまして、是は今日の十日の産経新聞に紫雲丸関係につきましても職員の問題で、高松の地検ではこれを提訴する起訴するというような新聞記事が載つておりましたから、この点は運輸大臣といたしましてはどういう状況になつておるか、あるいはこういう新聞記事あたりをお読みになったのかどうか、この点をまず伺ひたいのです。

○内村清次君 運輸大臣に突はお尋ねしたいのですけれども、きょうは広範の、例の紫雲丸事件のその後の経過、こういうようなことはしばらくおきまして、是は今日の十日の産経新聞に紫雲丸関係につきましても職員の問題で、高松の地検ではこれを提訴する起訴するというような新聞記事が載つておりましたから、この点は運輸大臣といたしましてはどういう状況になつておるか、あるいはこういう新聞記事あたりをお読みになったのかどうか、この点をまず伺ひたいのです。

うな問題で、最高検に伺ひを出しておるといふようなことは、御存じでございますか。

○政府委員(井本喜吉君) 高松地方検察庁におきましては、紫雲丸関係の被疑者を三人は逮捕いたしました。大体調べもある程度段階が過ぎましたので、その被疑者につきましてどのよう

に処理するか、ただいま現地と最高検等におきまして検討中でございます。

○内村清次君 検討中とおっしゃるけれども、この事件関係につきましては、すでに現地の海難審判所におきまして、これはもう当然法律的にもこれを審理しておるようでございますが、これとの御連絡はなさつておりますか、現地は。

○政府委員(井本喜吉君) 現地の報告では、この調べの初めから海難審判所の方とは密接な連絡をとりつつ、検察庁の調べを進めておるといふように、報告を受けております。

○内村清次君 それにどういふ理由で起訴をしたいといふような形を表明して、そうして最高検の方に伺ひを出す。その点に対する検討中だといふと、どういふような理由になりますか。

○政府委員(井本喜吉君) どういふ理由といふことでございますが、この関係の被疑者が業務上の過失によつてか、あるいは事故を起したのかどうかということ、刑法犯といたしまして検討して、その結果有罪であるといふことになりますれば、そこで起訴するかしないかという刑法の問題が起きてくるのであります。

○内村清次君 刑事犯関係といたしま

しての総合的な関係当局としての御検討は、御検討としてもされておること

も私たちがとかく言おうとは考えませんけれども、御検討の上において、その方針でどういふお考えを持っていられるのかと、その点

が私たちが重要ですから——たとえば、率直に申しますれば、海難審判の審理を待たずして先行的にやるようなお考えの御方針を考へておられるのかどうか。この点が重要だと思ふのですが、その点はどうお考えでございますか。

○政府委員(井本喜吉君) 御承知の通り、海難審判先行の原則ということがございまして、もう古く、明治時代からさうなことの協定がなされておるようになつております。従いまして、

通常の場合でございまして、海難審判所のある程度の裁決があつて、刑事罰にするといふことになると思ふますが、これはあくまで原則でありまして、場合によりましては、検察独自の立場である程度の処分をしなければならぬといふこともありまから、さうな観点で、いかようにするか慎重審議をしておるといふのが実情でございます。

○内村清次君 まあそういうような御答弁の内容もわかることでございますけれども、しかしこの問題に限りましては、これはやはり海難審判の先行の原則というものが遵守されていかなければならぬのではないかと、こういうふうにお考えを希望し、判断もいたしておるわけでありま。こういうふうなこと、大臣の方は大体どういふふうにお考えでございますか。これはもう影響するところ非常に広いと存じますが、運輸大臣の方は……。

○内村清次君 これは局長も一つさういふふうに……。もちろん、これは確かに相当世論関係におきましても重要な事件であつたことは、当委員会といたしましても認められております。が、問題はやはりいろいろな条件が備つておるのであつて、たとえば過失といふことが認定されましても、過失の実態といふものがこれは相当先例にもなり、あるいはまたは内容も複雑であると感じますが、さういふような形からいたしまして、まず海難審判所の方に先行させて、よく技術的な方面から検討せよといふようなことに、井本局長も御努力が願えられませんか、どうでしょうか。

○政府委員(井本喜吉君) 御趣旨の点

○内村清次君 これは局長も一つさういふふうに……。もちろん、これは確かに

○内村清次君 これは局長も一つさういふふうに……。もちろん、これは確かに

○内村清次君 これは局長も一つさういふふうに……。もちろん、これは確かに

○内村清次君 これは局長も一つさういふふうに……。もちろん、これは確かに

○内村清次君 これは局長も一つさういふふうに……。もちろん、これは確かに

○内村清次君 これは局長も一つさういふふうに……。もちろん、これは確かに

○内村清次君 これは局長も一つさういふふうに……。もちろん、これは確かに

○内村清次君 これは局長も一つさういふふうに……。もちろん、これは確かに

○内村清次君 これは局長も一つさういふふうに……。もちろん、これは確かに

○内村清次君 これは局長も一つさういふふうに……。もちろん、これは確かに

○内村清次君 これは局長も一つさういふふうに……。もちろん、これは確かに

○内村清次君 これは局長も一つさういふふうに……。もちろん、これは確かに

○内村清次君 これは局長も一つさういふふうに……。もちろん、これは確かに

○内村清次君 これは局長も一つさういふふうに……。もちろん、これは確かに

は私どもよくわかりませんが、私どもも検査庁の立場もまた御理解願いたいのでありまして、御趣旨の点は十分検討の上、海難審判の請求と並行して刑事の事件を進行させるかどうかという点について、ただいま検討中でございますので、会議の際には、ただいまの御趣旨の点は十分反映させたいと考えております。

○片岡文重君 今の内村君からの御質問に対する御答弁を伺っておつたのは、私どもにはさっぱり要領を得ないのですが、一応この経過を私は御説明したいので、それに基いて一つ御質問したいと思うのですが、紫雲丸事件が起つてから今日まで、検査庁としてとられた措置を概括的に一応御説明いただきたいと思うのです。

○政府委員(井本重吉君) それでは、紫雲丸事件がございましてから私どものとりました処置の経過を、御説明申し上げます。

本年の五月十一日の午後七時十五分過ぎに、高松の警察署並びに高松の海上保安部から高松の地方検査庁に、午前六時四十分の高松港発上り連絡船紫雲丸が、宇野港に向けて航行中に、六時五十五分ごろ中ノ瀬附近におきまして、濃霧のため進航を誤って、貨船と衝突して紫雲丸が沈没した模様であるが、相手船の船名、被害状況の詳細は不明であるという電話の報告に接したのでございます。そこで高松地方検査庁の中島検査正は直ちに、中田次席検査並びに通山検査を帯同し、事務官を三名連れまして、現場に急行をいたしました。現場の状況を検問したのであります。

その結果、同日午前六時五十六分

ろに、香川県香川郡雄島女木島西方の沖合におきまして、この紫雲丸と貨車航送船の第三号高丸が衝突し、紫雲丸は午前七時ごろ沈没して、当務船長の中村正雄氏は殉職した。乗客は約八百名中、救助された者が約六百名、死亡推定もしくは生死不明の者が約三百名であるということが判明したわけでありました。そこで中島検査正は事件の重大性及び船舶事故という特殊性にかんがみまして、このことを東京の中央部に報告するとともに、高松の中田次席検査を主任検査として、検査四名、副検査四名、事務官十一名を動員いたしました。紫雲丸沈没事件特捜本部というものを設けて、この捜査に専従することになったのでございます。

五月十一日事故発生直後に、本件の事故の責任者である第三号高丸の当務船長三宅實氏及び同船の非直の船長である福島金太郎氏を同船上において一応取り調べて、衝突前後の事情を聴取するとともに、この船の実況検問を行なつて、一方紫雲丸の生存責任者である紫雲丸の航海副直二等運転士立岩正義氏にも、高松地方検査庁に出頭を求めまして、同様衝突前後の事情について取調べを行い、翌十二日、第三号高丸二等運転士杉崎敏氏、紫雲丸の操舵手和田年行氏らに對しまして、任意出頭を求めて取調べを行なつたのでございます。

そこで、五月十三日、この三宅、杉崎及び立岩三氏を業務上過失船難死並びに業務上過失致死の容疑によりまして、逮捕勾留の上取り調べました結果、大体の事情は十日間の勾留期間で判明するに至つたのでありますが、な

おその裏づけの捜査及び細部にわたる調べの必要上、五月二十三日勾留期間を七日延長請求、二十八日さらに三日の再延長を請求しまして、六月三日勾留期間満了と同時に三名を釈放したわけでありました。なお五月二十八日には、参考人として取調べ中でありました第三号高丸の航海副直三等運転士穴吹正数氏を業務上過失致死、船難死罪等の被疑者といたしました。これも一応被疑者と立てまして取調べを開始したのでございます。

なお、この事件に着手以来、高松海上保安部、香川県の警察、神戸地方海難審判理事所などの関係機関等が、常時密接な連絡のもとに捜査を進めまして、ただいま申し上げた四名のほか、参考人として宇高丸関係が三十九名、紫雲丸乗組員の関係が五十八名、乗客が六十六名、その他二十五名の取調べを行つたとともに、衝突現況、紫雲丸沈没状況、第三号高丸の損失状況、また第三号高丸並びに紫雲丸型連絡船鷺羽丸及び眉山丸のリーダー状況なども各実況検問、第三号高丸備えつけリーダーの性能及び機能に対する関係、あるいはこの船の無線電話の機能及び性能に関する実況検問、あるいは潜水夫による沈没船紫雲丸の船況並びに機関室の状況調査等の捜査を、その間進めて参つたのであります。

なお、その間本件の捜査中に、紫雲丸の非直の船長岡田雄氏はほか五名に關しましては、証憑隠滅の罪があるというので、捜査の途中でする方々を取調べをいたしましたのでありますが、大体全般的には捜査は一応終了いたしました。先ほど申し上げたように、海難審判所の請求関係と合して本件をど

うするかということで、ただいま慎重審議しておるというのが実情でございます。

○片岡文重君 ただいまの経過を伺つておりましたので、二、三疑点について伺いたいのですが、十一日の七時近くにこの事故が起つて、すでにその日のうちに、身柄を拘束して、紫雲丸それから第三号高丸の最高幹部を取り調べておられる。十二日も取り調べ。十三日も取り調べ。そうして十日間の勾留予定をもつて、すでに勾留のまま取調べを進めておられる。しかし警察、海上保安部、海難審判所等とは常に密接な連絡をとつて取調べを進めた、こういう御説明のようでしたか、少くとも海難審判所関係の理事官がその立場において調査を進める場合に、やはり調査の対象となるものは、その検査諸君が拘引をした人たちと同じものではないかと思うのですが、それを検査局に連れて行かれておつて、海難審判所の理事官諸君がこれを調査することができるとお考えになりますか。

○政府委員(井本重吉君) 身柄の拘束をいたしましたのは、五月十三日でございます。われわれの聞いております報告では、五月十一日の事故発生以来十三日までの間、海難審判所の方々も調べをしておつたように聞いておりますが、さらに身柄の拘束後も、検査庁の調べに差しつかえない限り、十分海難審判所の方々の調査については便宜をはかつて、面会その他調べに差しつかえないようにしておつたというふう聞いております。

○片岡文重君 身柄が拘束されて、しかも理事官が検査局へ行つて面会を求め

めて調査をする、事実審判をするということは、きわめて事実審判の上に不便な立場に理事官がおかれたということとは、あなたは認めになりますか。

○政府委員(井本重吉君) いわゆる在宅処置で、身柄の拘束がなかった方が便宜ではなかつたかというふうな御見解につきましては、さようなこともあつたかと考えます。

○片岡文重君 さようなことがあつたかとも存じますというところは、かなり私には異様な感じを受けるのですけれども、少くとも取調べをしようとする対象になる者が、自分の取調べる方の立場にある者の自由にならない所に置かれておつて、そうしてなおかつ自由に調べられるというところは、これは考えられないでしょう。かなり不自由な立場におかれておつたということはお認めにならざるを得ないと思うのです。しかし、その点については、そうであつたかとも思うというような程度であるというなら、これはあなたの主観ですから、やむを得ないが、さらに、関係者が海難審判所に置かれておつて、第三号高丸、紫雲丸の関係者の諸君が審判所の方に連行されておつてそこで調べられておつて、検査局としてはそこに行つて面会を求める、そして取調べを進められたということであるならば、話の筋としてはわかると思うのですけれども、由来海難事故については海難審判が先行する原則が打ち立てられておるといふことは、あなたも衆議院の運輸委員会でも言明せられておる。少くとも認めておられる。それから運輸大臣も先ほどの内村委員の質問に対しては認めておられる。こ

それはかつまた、あなた方御両所が認められるならならぬにかかわらず、厳として今日まで守られてきた原則です。しかるに、今度の紫雲丸の事故について、いち早く検事が先頭に立つて、海難審判がこれに従属といいますが、驕尾に付して行ったという事態は、どういふところから原則を破らなければならぬという判断に立たれたのでしょ

外にはならないと思うのです。この例外な措置をとるといふことは、例外な措置をとるにたやすく認定し得る事態にあったと思われのです。けれども、この例外の措置をたやすくとるに至った動機は、あなたの言葉を借りると、つまり刑事責任がきわめて容易に判断し得るといふ事態は、どこから判断されたのですか。

○政府委員(井本喜吉) 海難審判先

○政府委員(井本喜吉) 具体的にどの点で過失が明瞭であつたといふことがわかつて検査したかといふことは、報告を受けておりませんが、全般的にこの事件は検察官の手元におきまして事件として調べがつき得るといふ状況にあつたといふように現地が認定いたしまして、さういふ処置をとつたものと考へます。

然この原則に従ふべきものでござい

○片岡文重君 私のお伺いしているのは、その現地において例外的な措置をとつて差しつかえないという認定をとられた何といふ理由か、理由といひま

証の明らかなるものは」といふよう

○政府委員(井本喜吉) とにかく、濃霧中において非常な速力で走つてお

し、しかし従来におきまして、検察官といふことも取調をしなければならぬ

○片岡文重君 今私お尋ねしておるよ

あり得る、これはごもつともです。し

○片岡文重君 原則であるから例外も

うなことも、すでにあなたは御質問を

と考へられるのでしようけれども、

○政府委員(井本喜吉) 何回も現地

○片岡文重君 少し質問の先を行つて

○政府委員(井本喜吉) 列車に間に

○片岡文重君 大へん検察官の能力を

○政府委員(井本喜吉) 列車に間に

○片岡文重君 大へん検察官の能力を

○政府委員(井本喜吉) 列車に間に

○片岡文重君 大へん検察官の能力を

○政府委員(井本喜吉) 列車に間に

○片岡文重君 大へん検察官の能力を

ろん専門家であるから常に正しい判断のみだということには言えないにしても、通常の例をもってするならば、やはりしつとるの判断が専門家の判断に及ばなかった、もしくは専門家の判断と見方が、鑑定が違つておつた、とらえどころが違つておつたというふうなことも、私は考えられると思うのです。それがつまり国鉄側と四国鉄道局の当事者と、それから高松地検との論争の原因になつたと思うのですけれども、あなたは立場上は高松地検の断定が正しいとお考えになつておられるのでしようけれども、もしそういうふうにお考えになつておられるとするならば、その正しいと御判断になる理由を一つお聞かせ願ひたい。

○政府委員(井本喜吉君) 実は国鉄で五月十三日ごろにどういふことの断定を下したかといふことを私は聞いていないのでありまして、この事件が刑事事件として成り立つかどうかという観点だけを何回も検討し、報告を受け、協議をしておるということで、国鉄関係の方がどういふことを言つておられるか、もしもまた何か報告書でもございますれば、それについてわれわれの方で検討いたしまして、また御意見を申し上げたいと考えます。

○片岡文重君 だれを被疑者にするか、あるいは起訴するかしないかというふうな問題を決定されるためには、当然その現地に起つたいろいろな問題は詳細にわたつて御調査なさらないければ、その判断の確信を持つことは私にはできない。先ほどあなたは、現地からの報告あるいは照会をたびたび十分にしておるというふうな意味の御答弁であつたので、この問題もお尋ねした

わけですが、少くとも国鉄とその地検との間に根本原因で、事故の起つた原因についての論争が起つておるのですから、その程度のことでは当然お聞きになつて、お調べになつて、判断の資料とすべきではないかと思うのですけれども、もしそれを聞いておられないとするならば、今あなたが少くとも判断をなさなければならぬ事案について、もう一ぺんこれは白紙に立ちかえて、最初からお調べを願うということになると思うのですが、そこまでお考えになれますか。

○政府委員(井本喜吉君) 今申し上げましたように、われわれはいたしましては、この紫雲丸沈没のケースが業務上過失致死罪といふことになるかならないかといふ点を検討しておるのであるが、それに対してはいろいろの人がいろいろなことを言つて参ります。これを検討して、結局事件になるかなぬかといふことを判定するわけでございます。いまして、こまかい点について具体的な書類を持つて参つておりません。私この点についての詳細な報告を聞いていないのでありまして、お答えいたしかねますが、事件としてならぬかといふことは十分検討して結論を出すというところで、御了承願ひたいと思ひます。

○片岡文重君 事件が起つてその捜査の進行中に、いろいろのことを、いろいろの方面から言つてくる。それを一々取り上げておつたのでは調べにならぬ。これは一応ごもつともでしう。ことに事件が大きいだけに、いろいろの所からいろいろのことを言つて

くるでしよう。けれどもどうしても聞かなければならぬ所からは意見を聞き、見解をたゞしていかなければならぬ。私は思ふのです。その事件を正確に判断していくために、この国鉄といふものはこの場合、これは重大なる立場に置かれておるのですから、その重大な立場に置かれておる国鉄側と捜査に當つておる地検との間に論争が起つたと思へば、これは当然その国鉄の意見も重視しなければならぬ立場にあつた方は置かれておるのぢやないですか。それをあちらからこちらからともという、十ば一からけの中に入れたらぬといふことは、少し輕率ぢやないですか。

○政府委員(井本喜吉君) もちろん、国鉄側の意見も十分尊重して検討していただくとは考えますが、国鉄関係者もその事件の当事者でありまして、公平という第三者といふことは私でございまして、また検察庁といたしましても、検察庁がかりに起訴処分いたしました。それが最終の結論ではないのでありまして、さらに独立的な裁判官がこの事件の裁決を下すわけでありまして、検察官が自分の恣意な判断で起訴したとしても、その起訴は直ちに公判でくずれといふことになりませんから、そういうふうな点も十分考慮に入れて結論を出すというのが、われわれの考え方でございます。

○片岡文重君 少くとも、この重大な立場に置かれておる者と地検との間に論争が起つておるという点について、あまりお調べになつておられないといふことは、私どもとして少し納得がいきかねますので、なお十分にこの点については御研究になつていただき

たい。それから海難審判所とは緊密な連絡をとつて今日までやつてきておるといふ御答弁でありましたけれども、すでに十四日には神戸海難審判所の理事官諸君は全部、現地においての調査は不能である、検事局によつて押えられておつてこれ以上の事実審判はできないといふことで、十四日には早くも海難審判の理事官諸君は神戸に引き揚げております。従つて、もし緊密な連絡をとられたといふならば、それ以後においてどういふ方法で海難審判所と連絡をとられたのですか。

○政府委員(井本喜吉君) われわれは、身柄の逮捕の際にも、現地の高松地方検察庁におきましては、海難審判所の方々とある程度連絡をして、御了解の上で逮捕しておつたというように聞いております。その後の取調べにつきましては、海難審判所の方からの御要求があればできるだけ調べには便宜をはかるようにしてきたといふように聞いておりますので、多分緊密な連絡をしてきたとは存じます。具体的にしたらばどういふような連絡をしてきたかといふ点につきましては、詳細な報告を得ておりませんので、わかりかねます。

○片岡文重君 どうも肝心のところにくると詳細な報告がないようですけれども、しからばこの取調べを行なつて、身柄を拘束されたのは十三日からでありましたかね。

○政府委員(井本喜吉君) そうです。○片岡文重君 十三日からということになると、その間事故が起つてから、事故の起つた日を加えて二日、そしてその間はほとんど拘束も同じような状

態で私は調べられていると思うのですが、そうしてなおかつ十三日からこの六月の三日まで、先ほどのお話によると取調べがおられたようです。これは一体どういふ必要があつてこの逮捕取調べをされたのですか。結局、身柄を拘束して取調べをされるということについては、条件がなければならぬはずで、これはあなたの御専門です。その条件がどの条件に合せてこれを勾留されたのですか、その点を伺ひたい。

○政府委員(井本喜吉君) もちろん、逮捕勾留の要件はいろいろございまして、証憑隠滅のおそれがあるといふことがその要件になつておると思ひます。

○片岡文重君 証憑隠滅のおそれとおつしやいますけれども、別に、船の状態をさらに悪くするとか、あるいは位置を變えたりとか、もしくは航海日誌を作り変えたりとか、とにかくあなたがたが危険と思はれるような措置は、相手が船なんですから、そう普通の被疑事件のような簡単な証憑隠滅等はできないと思ふのですが、どういふ点があれば証憑隠滅になるのですか。

○政府委員(井本喜吉君) まことに不幸な事件でございすけれども、この捜査の過程におきまして、先ほど申し上げたように、紫雲丸の非直の船長岡田雄氏ほか数名を証憑隠滅で検挙しております。これはお話の通り、船の沈没状況をどうするといふことはできませんが、いろいろ過失事件といひましたは、尽すべき義務を尽さなかつたといふ点に過失が出てくるというふうなことが普通でありまして、しかばどのような注意を払つて自分の職

務を遂行しておったかというような微細な点が問題になるので、本人供述以外にも、当日の目撃者その他が非常に重要になってくる場合があります。そういうような供述が、被疑者との通謀によりまして、少しでも曲げられますという、その状況がはっきり頭出してこないものでありまして、そのような点も一つの証憑隠滅の事例になると思います。その他いろいろあると思いますが、法律的にこれを概括して言えれば、証憑隠滅のおそれがあるということに帰着すると思います。

○片岡文重君 逮捕取調べたのは証憑隠滅のおそれがあると。証憑隠滅ということとは結局、被疑者間において口裏を合わせるおそれがあるからということのように今の御答弁ではありましたが、事故の性格からいって、それから当時のおかれた状況等からいって、その口裏を合わせるなどという小細工をする余地は生じない事態におかれておると私は思うのです。のみならず、海難審判所においてこの事件を、さらにその専門的な立場から、しかもおかれた職責から、真実を見出そうとして事実審判を行おうとしても、それができないような状態におかれておる。少くとも、さきで不自由な状態におかれるところに持っていかれたということとは、従来しばしば繰り返されてきたところの司法権の權威保持のために、必要以上の厳格さといいますが、セクショナリズムが働いておったのではないのか。海難審判の理事官をして十分にその事実審判をなし得る事態におかせなかったことは、少くとも意識の中にあつたのではないかと考えられる節もないではないけれども、もちろんあな

たの立場としてそれはそうではないということをお考えになると思うのですけれども、現地に於いて従来そういう点について耳にされたようなことはありませんか。

○政府委員(井本豪吉君) もちろん、檢察官が何かこうセクショナリズムで自分の権限を振り回したようなことは、断じて私はないと思います。今お話しするような点も現在までのところでは私は耳にいたしておりません。

○片岡文重君 海難審判官が十四日に神戸に引き揚げられてからの連絡については、詳細報告を受けておられないからわからないということ、海難審判がどの程度に進行しておるかということも従って檢察官としてはおわかりにならないと思いますが、そうすると、檢察官としてこの事件の起訴をするかどうか、最高検として判定をするときには、当然あなたの方にも意見も求められると思うのですけれども、その場合に海難審判の意見というものは全然しんしゃくするということを考えておられないのかどうか、その点を一つ伺いたい。

○政府委員(井本豪吉君) 神戸地方海難審判理事所におきまして、本年の五月十一日に神戸地方海難審判所に対して三宅実氏、杉崎敏氏、立岩正義氏、この三人を受審人として審判開始の申し立てをしたということが、現地の高松地方檢察官から報告が来ております。もちろんこの海難審判所の申し立てということもわれわれ十分に考慮に入れまして結論を出したいと考えております。

○片岡文重君 問題はさかのぼるかと思ふのですけれども、少くともこの海

上の事故につきましては、先ほど刑事局長並びに運輸大臣からそれぞれお認めになつておられたように、明治時代からこの海難審判の先行主義というものは原則として認められ、しかもこれが例外として破られたことはきわめてまれであつた。しかもこれが帝國議會の時代、戦前の時代においてさへ守られておつた。しかるに、これが戦後に於いて、二十三年でしかたにも例外は破られておる。今回またこれが破られようとしておる。しかも、この例外を破るに至つた事件というものは、いづれも事故の大きかつたということにもよりまずけれども、過失とか故意とかいふ事故原因の把握が容易であるかといふことよりも、むしろニュース・パリュウのある事案であるかどうかということに問題がかかつてゐる。この二十三年の場合においても、檢察官の発動がおくれたことについて市民から非難を受けておる。あるいは今度の事件についても、その遺族からどうこう言われておるといふことが、この檢察官が即時発動したという重大な理由に私はなつておると思ふのです。こういうことはき

わめて遺憾なことであつて、一般市民がそのおかれておる檢察官と海難審判との関係というものを知悉しておらないところにその原因があるのであつて、どうも檢察官がその非難を甘受し、あるいはその原則を破つて、あえてしろうとが火中の栗を拾うようなことをしななくてもいいのではないかと思ふのです。今後なおこういうような事案については檢察官としては、海難審判先行主義を破つて檢察官が主導権をとる、先づきをつけるという建前をいこうとされるのか、この問題につ

いては、少くとも海難審判所におけるこの審判の結果が判明するまでは、この起訴をしないかといふような最後の決定も延期をする、見合をせよといふような考えを持つておられるか、そういう点、その二つについて御答弁願ひたい。

○政府委員(井本豪吉君) 事案々々によりまして結論が違ふのでありまして、原則としてどうであるというようなお尋ねでありますれば、冒頭に申し上げました通り、原則として海難審判先行であるというように申し上げざるを得ないのでありますが、それには多少例外があるということはどうしてもつけ加えておかなければ私がつたを言つたことになりまして、さやうな点について御了承いただきたいと思ひます。

○片岡文重君 海難先行主義を原則として認めるということとはよろしうございませぬ。

○政府委員(井本豪吉君) 先ほどの御答弁で御了承願ひます。

○片岡文重君 先ほどの答弁ということとは、結局海難審判の先行主義を原則として認めるということに私は解釈をいたしますが、そうするとこの海難審判の先行主義を認めるということとは、結局その事態が確立されてから、もしくはその確立されるに至つた原因というものが、常に船員の特種な立場、それから海運の重要性等が十分に考慮されて、そうしてこの海難先行主義というものが確立されたものだ、従つて、たとへばかつて衆議院で、これは帝國議會の衆議院ですが、付帯決議として、船員の業務上の過失に対しては慎重なる態度をもって臨み、暫々にこれ

を処断せざるよう檢察當局に対して訓令をせよ、あるいは船員の喚問取調をなすに當つては、その業務に支障をきたさざるよう十分に理解ある態度をとつて臨めといふようなことが決議として出ております。決議されておる。こういう点を十分に御認識になられた上にその先行主義というものは認められておると私は思うのですが、その点さやうに解釈をしてよろしいですか。

○政府委員(井本豪吉君) 何回も申し上げます通り、原則としての海難審判先行主義というのは、その通りであるとは考えます。ただ明治二十六年以来の申し合せにありますが、刑事証憑の十分なるものは格別なれどもといふようなことがあつたてあります、場合によりましては例外があるということをお断り承ひいただきたいと思ひます。

○片岡文重君 ですから、例外といふものはあくまでも例外であつて、原則として守られる事故と少くともその数が比例されるような、あるいは比例といふよりも対照されるような大きな数ではあり得ないと思ふ。それだつたら、むしろそれは例外が原則になつて、原則が例外になるのであつて、やはり原則として守られるからには、さういふ今私が申し上げましたような特別な原因なり事態というものが、職業といふものが、また責任というものが認識されて、その上に打ち建てられたといふことを十分にお考えになつて、認識されて初めてこの先行主義といふものが守られる、もしこれが守られていくといふことになれば、さうそう例外といふものは起り得べきものではな

ですから、そうあり得べきものではない。しかるにそれが、戦後すでに何回かその原則が破られて、いわゆる例外というものが数を増しつつあるという事は、この海難事故に対する檢察庁の態度というか、認識というものが徐々にあるの特異性に対する認識を薄くしているのではないか、こういうふうにかんがえられるのですけれども、そういう点については、やはり明治何年か以来のこの原則というものが、またこの原則の打ち立てられた事態についてはあくまでも守り抜く、ただししかしながら、たとえば故意によって船體を覆没させたとか、あるいは保険金ほしさに覆没したとか、火災を起したとかいうようなきわめて例外的な、しかも原因の明瞭な事件に対しては、これは檢察庁としての発動はやむを得ないことじゃないか。少くとも今度の紫雲丸のような事件については私は軽々に檢察庁が海難審判に先行して発動すべきものではない。従つて例外の中には入らないと考えるのですけれども、すでに事件は例外的に扱われて、起訴すべきかいないかについて最高検にまでその見解を求められておる、指示を求められておるということだそうでありまして、従つて私はこの紫雲丸の事件についてはこの例外ではないということとをまず認めていただきたい。それからさらに海難審判の結果がはっきりと結論づけるまで、この紫雲丸に関する起訴するかいなかという点に結論については見合わせてほしい、こう考えるのですが、この点について刑事局長は約束はできないでしょうか。

○政府委員(井本喜吉君) 海難審判先行主義の原則に対する例外が故意犯だ

けであるというふうな御趣旨でございませう、どうも私にたいしましては賛成いたしかねるのでございます。具体的紫雲丸事件はしからば原則の例外であるかどうかという点でございませう、それをただいま私どもで慎重審議しておるものであります、先ほどお尋ねのようなこれは過失犯であるから当然原則に従うべきであるというふうな点の御意見は、貴重な御意見として拝聴いたしますが、今直ちに御希望に沿ひ得るということは申し上げかねます。

○片岡文重君 遺憾ながら希望には沿ひ得ないという御答弁でございれども、しかし海難審判が少くとも高松地検の檢察部若と並行して事実審判が行われておつたという事態であるならばともかくとして、どうも客観的な立場に立つて見ておるとそれは考えられな

い、見受けられません。のみならず、あの紫雲丸の事故というものは、そうしろつとがはたから見たら簡単に原因を割り切れるようなものでもないと考えられるのです。かつての事故によつてそれぞれ紫雲丸並びに第三号高丸の関係者諸君が起訴をせられてかりに有罪となつた場合には、当然海難審判のま

た判決が出た場合には、これによつて行政処分を受けた場合、結局海難審判の判決による行政処分と、そうして起訴されて有罪となつた場合の刑事処分と、さらに国鉄からして解雇される、あるいは減俸を受ける等の結局三重の処分を受けなければならぬ立場におかれておるわけですから、こういう点等も考えましたときには、なるほど被害者の数も大きくまことに悲惨なものがあり、その惹起された原因については峻

烈に私は追及するべきだと思ふ。そうしてその責任は問われるべきであるけれども、その責任を問われた結果がどんなに苛酷なものであつても、それが正しい判断に基いて誤まりのない判定のもとになされる責任追及であるならば、私はそれは当然のことであつて、どうもこれに對してとやかく言うべきものではないと思ふ。しかし、かりにしろつとが専門家の事実審判に十分な手を伸ばさせないで先行しておいて、これに少しも誤まつた判断の資料がこれに加へられ、誤まつた判定のもとにこれが起訴せられ、そうして有罪となつたというふうなことになる、その

と云へられる影響というものはきわめて私に背酷なものだと思ひ、不当なものだと思ひます。そういう点等も考慮合

わせば、檢察庁としてはもつと慎重な態度をもつて私は臨むべきだと思ふ。少くともあなたが今おっしゃるやうに、海難審判もかりに事実審判について不自由を与えておられない、並行して進んでおるのだ、緊密な連絡をとつてやつてきたのだ、こうおっしゃるならば、その審判の結果も必ず近いうちに私は出ると思ふ。それを待つて起訴すべきかいないかを決定されても、あえておそいわけでもないと思ふ。この際

の際にはもちろんこの決定はあなたがされるわけではあるまいから、あなたがその決定を求めることは無理だとしても、当然最高裁からは檢察庁に対してその意見が求められるでしょう。そのときに刑事局長としては、当然その起訴は、海難審判がなされてから、判決がなされてから起訴するかいなかを決定すべきであるという意見を一つ具申してほしい、こう私はお願いするわけ

ございまして、直ちにここで、しからば海難審判が済むまで、少くとも一審の裁決があるまで起訴は待てというふうに押さえたのでありますが、私こゝでさういいたしすとは明言いたしかねるのでございします。元来この事件につきまして、私どもの方ではもつと早く処分すべきであつたという意見もあつたわけでありましたが、海難審判の方の申し立てもどのようになるか、一応従来密接な連絡をとつてきておるうちに聞いておりますので、さうな点を考慮した上できめようということになつておりますので、先ほど来慎重審議をしてこの結論をつけると申し上げたわけでございます。なお、おのずから海難審判の審判と檢察官の取調べ、もしくは刑事事件とは処罰の根拠を異にしておりまして、審判の方である程度の裁決があつたから、檢察官はそれに従わなければならぬというのではありませぬし、檢察官の方でも起訴もしくは裁判所の裁決がかくくになつたから、それに應じて海難審判の方でもさうしなければならぬというのではないと私は考えます。もつとも實際の結論といたしましては、國家の機關がなす処分でありまして、一致するのが望ましいとは考えますが、それだけの立場で良心的に裁決するのであるが、違つた結論が出てくるということもやむを得ないと私は考えます。

○片岡文重君　こゝであなたが決断を、即決的に表示することは言えないとおっしゃることも一応もつともです。しかし先ほどのお話しもあつたのですから、ぜひこの点については、決してあなたの方の判断が誤つてゐるか延期せよとか、審判の結果を待てとかいうことではないのであつて、あなたにしろ檢察官にしろ、それぞれの立場において十分に良心的な立場に立つて、かつ職責を重んじて捜査をされる、取り調べていかれるということについては、それはもうとやかく言うべきことではないのであつて、当然さうされておることであらうし、さうなればならないと私は思います。その結果が誤つてゐるかどうかということではなしに、少くとも事態が誤つておつたとしても、その關係の檢察官諸君は、当然これは是なりと信じてやつておられるのですから、それを責めてゐるのではないので、この事案の性格上、専門家の、特に海難審判というものが設けられた事態を、またさして、この海難審判の先行主義が確立された原因等をお考え下さつて、今回の事件も、せめて、起訴するかいなかということに、さらに海難審判所との連絡も密にされて、その海難審判の裁決が出てからにしてほしい。これはぜひ檢察官においても、また最高裁の方においても、さうなるように御努力をお願いします。大臣に一つお尋ねいたしますが、今刑事局長の御答弁をここで聞いて下さつたと思うのですが、一体運輸大臣として今回の紫雲丸事件について、私どもは海難審判の審判所と、それから檢察官との間に、必ずしも緊密な連絡がとられていない、十分な事態であつたとは考えがたい点もあります。しかし今こゝでそれを追及するということが一つの重大な問題には違ひないか、今日に至つては、この結果をいかにするか、そして将来こゝういふ事態が再びないよう、こゝういふ事態というの

紫雲丸のこの事故、こゝういふ事故が再びないと同時に、今回とられた檢察官の措置、高松地検のような措置が、やはり海難審判という特殊な事情というものを考へて、先行主義の原則というものは将来守られてゆくべきであるといふように考へて、刑事局長にもお尋ねして参つたのでありますけれども、大臣としてはこの点、つまり一つは、海難審判所と高松地検との間に緊密な連絡が完全に持たれておつたと考えられるか、それから結論的に、この起訴すべきかいなかについて、すでに高松地検からは最高検に対して何かが立てられておる。しかるに海難審判の裁決はまだ出ておらない。この場合海難審判は行政機關であり、檢察官は司法機關であり、これはやむを得ないといふふうにお考えになられたのか。少くともこの國鉄の監督官庁の大臣の立場からどうお考えになるか、一つお聞きしておきたい。

○國務大臣(三木武夫君)　海難審判所と檢察官との連絡は、私は現地に参つたとときも緊密に連絡をとるという話してあります。従つて緊密に連絡をとつてやられておるものと私は考へるのでございします。また海難審判の原則、これは原則として長い歴史を持つておるものですから、その原則によることが望ましいと思ひますけれども、それが法律上の規定でもございせんし、これが檢察官を絶対に拘束するものであるといふふうには私は考へていない。やはり檢察官としてのいろいろな独自の見解があるわけですが、しかし原則としてはそれを守れることが望ましい、こゝ考へるのでございします。

○片岡文重君　大臣は、この海難審判の先行主義が原則としてとりきめられておるといふことは、法律でもないからといふことで、はなはだその効力が怪しまれるようなお考えを持つておられるのですけれども、少くともこの海難審判の先行の原則が確立されたのは、御承知のように議會における決議に基いてなされたものである。これはむしろ場合によつては、法律以上のやはりわれわれは拘束を受けなければならぬ。従つてこの原則は、たやすく忘れられ打ち捨てられるといふようなことを考へておられるとすれば、これは将来ゆゆしい問題だと思ふのです。大臣としては、もう少しはつきりとして、この原則はあくまでも貫かなければならないといふ考へを持つべきではないかと私は思ふのですが、さう考へませんか。

○國務大臣(三木武夫君)　これは私が申したように長い歴史を持つて、明治十六年ですか、さういふ歴史を持つて原則として承認されているので、今お話しした通りだと思ひます。従つて、この原則がやはり守られていくことが運輸大臣としては好ましいものである。しかし、これが絶対のものとして、檢察官のいろいろな見解を絶対のものとして何らの例外を認めず拘束されなければならぬといふことも、これは断言し得ないものがある、こゝういふふうには考へます。

○片岡文重君　まあもちろん絶対のものではないでしょう。例外は認めなければならぬし、また認められてきておる。けれども、戦後の傾向を見ておると、この原則がむしろたやすく破られて、このままいくと例外が多くなつて、結局海難審判などということば意味をなさなくなつてくるのではないかと。今日はさういふ事態ではないにしても、紫雲丸のような事件が容易にこれが例外だといふようなことで扱われてくるならば、今後大部分の問題が例外になつてくるのではないかと。さういふことでは、海難審判所というものを設けられた意味はなくなつてくる。さうではなくして、この際もつとはつきりこの海運の重要性というものを認識して、船員の特種な立場というものを十分に考へて、この原則は確保されていくべきだ、再確認するべき時期ではないかとこゝう私は思ふのです。さういふ意味からも、少くとも今度の事件についても、この起訴の問題については審判所の裁定があるまで待つように、大臣として一つ政府において法務大臣とも話し合ひをされて善処されるお考えはありませんか。

○國務大臣(三木武夫君)　原則として、今話したことは私守られていくことが好ましいと思ひますが、しかしこの紫雲丸の問題については、運輸大臣から一方的に、この起訴は海難審判所の裁定があるまで待つべきであるといふ意見は申し上げるべき筋合いのものではない。私がこゝういふ原則の上に立つてそれが望ましいといふ意見は申し上げられるにしても、起訴を、運輸大臣がそれを猶予すべきであるといふような意見は申し上げるのもいかがかと考へるのでございします。

○片岡文重君　大臣の約束の時間が来たやうですけれども、もちろん直接監督官庁の立場にある大臣が、起訴を延期せよといふ強力な意思表示といひますか、希望を述べることにちやうど

ないか、刑法上の犯罪であるかないかという点を追及するのが建前でございますから、その点全力を注いできたというのが実情でございます。

○重盛審判官 だから私は冒頭において、われわれの作った法律が全部完全なものだとは言えないということは、そこにあるというところは、直接目の前に出たもの以外法律の中では処理できないというのを言われるし、何か話を聞いておると非常に冷たい感じを感ずるのですが、私の言うのはそういう形でもけっこうだが、今あなたの言われたようにどこに連帯があり、ほんとうの原因はどこにあったかということとを十分に私は究明してもらいたいと思う。そういう究明があなたの立場だけで果してできるかできないのかというところが一点で、従来言われてきた常海難審判所というところ、海難審判所海難審判所というところで、私どもはきょうまで海難審判所でないければこの問題は解決がつかないものだ、このくらいに考えておった。そういう言い方であった。少くとも前の大員も、あなた方がおいでになったときもそういう言い方だった。洞爺丸の事件については海難審判所で一切の問題が明るくならない限りは、その洞爺丸の犠牲者の弔慰の問題もすべての問題は最終的な解決はできません。しかも最終的な結果を見出すことは、あの船が上つてから、さびた船を引き上げてそれを検証してどうだということは一つの形ではあるかもしれないが、そんなことはわけのわからない形になってしまう。そういうことは私はいかがであらうか、そういう建前からいくならば、やはり少くともわれわれがここで質問

したときに海難審判所を第一義として、それで出た結論を中心にしてものをするということを確認に二度も三度も、去年の洞爺丸事件のときのあれを出していただければわかりますが、大臣は答弁しておられる。そういう点を十分に参照して海難審判所の権威ある海難審判所だということであるから、その結論とあなたの結論とをつき合した上に立って、しかも従事した、その船のいわゆる船長さんあるいは舵手、そういう者のみの責任であるのかどうか。より重要な責任はダイヤを組んだ人の責任であるとか、国鉄の責任であるとかいうような原因まで掘り下げて十分の調査をせられることを私は要望いたします。

○内村清次君 私は先ほど井本刑事局長にも要望事項としては出しておきましたが、そこで各委員からまたごままでの質疑があったと思いますが、やはりこれは結論といたしましては、まず個人の犯罪事件に該当するんだというような刑事事件からなめた結論がかりにあるにいたしまして、私はその事犯の業務上の過失という問題については、いろいろな条件が総合しておるんだ、しかもそのいろいろな条件というものはやはりこれは単なる簡単な犯罪の動機であるいはその結果というような問題と違うような、そこにはやはり海難審判所が設けられるゆえんの専門的な動機というものがそこにあるんだから、その上に立って一応一つ刑事事件においてはまず先行するというようなことを取りやめて、海難審判所の決定を待った後において起訴、あるいは問題を考へてもらいたいというのが私たちの総合的な意見だろと思うのですが

ね。これは考えられませんか、この問題に關しまして……。

○政府委員(井本重吉君) 御要望の趣旨はともかくこの上とも十分に検討いたします。

○委員長(加藤シヅエ君) それでは残余の質疑は次回に譲ることにしてよろしうございませうか……。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時十九分散会

六月十八日本委員会に左の案件を付託された

一、自動車損害賠償保障法案第三十条修正に關する請願(第七八六号)

一、飯田線の災害防止対策等に関する請願(第七九九号)(第八二〇号)(第八二二号)

一、大糸線鉄道全通促進に關する請願(第八〇五号)

一、鉄道駅の出入口装置改善に關する請願(第八一二号)

第七八六号 昭和三十年六月八日受理

自動車損害賠償保障法案第三十条修正に關する請願

請願者 東京都中央区銀座東一ノ二社団法人日本トラック協会々長 小野哲

紹介議員 大矢半次郎君

今回政府提案の自動車損害賠償保障制度は、一般国民の保護のためのいわゆる社会保障の全責任を挙げて独り自動車使用者のみに重荷しており、本制度の施行に當つては自動車使用者のみに課する負担と犠牲は特に重大であるから、自動車使用者自からの事故防止に

関する努力が直ちに自動車使用者の負担軽減に還元し得るよう、自動車使用者自から民主的に組織する団体を通じて本法案に關連する事業を扱わしめるよう本法案第三十条を修正せられたいとの請願。

第七九九号 昭和三十年六月十日受理

飯田線の災害防止対策等に関する請願

請願者 長野県飯田市追手町六七ノイ番地 小笠原正賢外三名

紹介議員 木島虎藏君

国鉄飯田線は、長野県と東海地方あるいは中央線と東海道線とを結ぶ重要幹線であり、当地方の産業、文化、交通の大動脈であるが、天龍峡、佐久間間において急峻な山腹が迫り、以前から落石、土砂崩壊による事故が非常に多く、昭和二十五年から二十九年に至る五年間において天龍峡以南の長野、愛知県境までにおける落石回数は三千五百件、脱線事故が五件に及び、殊に本年一月には列車通過寸前の落石により、客車が天龍川畔に落下し、多数の死傷者を出しており、本線の利用者に与えた影響はまことに大きく、またこのような事故の続発も懸念されている現状にあるから、落石復、落石止擁壁等の災害防止対策を講ずるとともに急峻路線の改良、停車場長延伸等により本線の輸送力の強化を図られたいとの請願。

第八二〇号 昭和三十年六月十三日受理

飯田線の災害防止対策等に関する請願

請願者 長野県飯田市追手町六七ノイ番地 下平省吾外三名

紹介議員 池田宇右衛門 青木一男君

この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第八〇五号 昭和三十年六月十日受理

大糸線鉄道全通促進に關する請願

請願者 長野県議會議長 黒岩市兵衛

紹介議員 木内四郎君 棚橋小虎君

長野県松本市を起点として新潟県糸魚川市に通ずる大糸線は、昭和二十七年にようやく工事再開となり、昭和二十九年年度をもつて完成のところが政府予算の削減により、現在中止、小湊間の十七キロメートル余を残して全通の實現を見ずに至つてゐるが、本路線は各種山林資源に富み、かつ石灰石、硫黄等の地下資源に至つては無尽蔵と称せられ、産業開発上設置することのできる地域であり、また裏日本と表日本を結ぶ最短路線として交通上特に重要な役割を果す路線であるから、本国会において本線の全通に要する建設費を国家予算に計上し、すみやかに全通の實

請願者 長野県飯田市長 松井卓治外三名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第八二二号 昭和三十年六月十三日受理

飯田線の災害防止対策等に関する請願

請願者 長野県飯田市追手町六七ノイ番地 下平省吾外三名

紹介議員 池田宇右衛門 青木一男君

この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第八〇五号 昭和三十年六月十日受理

大糸線鉄道全通促進に關する請願

請願者 長野県議會議長 黒岩市兵衛

紹介議員 木内四郎君 棚橋小虎君

長野県松本市を起点として新潟県糸魚川市に通ずる大糸線は、昭和二十七年にようやく工事再開となり、昭和二十九年年度をもつて完成のところが政府予算の削減により、現在中止、小湊間の十七キロメートル余を残して全通の實現を見ずに至つてゐるが、本路線は各種山林資源に富み、かつ石灰石、硫黄等の地下資源に至つては無尽蔵と称せられ、産業開発上設置することのできる地域であり、また裏日本と表日本を結ぶ最短路線として交通上特に重要な役割を果す路線であるから、本国会において本線の全通に要する建設費を国家予算に計上し、すみやかに全通の實

現を図りたいとの請願。

第八一二号 昭和三十年六月十一日受理

鉄道駅の出札窓口装置改善に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡石打村

大沢四五 星野享一

紹介議員 岡田信次君

駅の出札窓口は、現在各駅各様であるが、大体ガラス戸を上げ下げする装置で、出札の時ガラス戸を上げると丁度對話をする所がガラス戸二枚重ねとなりあたかも防音装置のようで話し声が相互に聴取し難く、急ぐ時はとくに大声をあげ争いのようなつてまことに不便であるから、對話上音声がよく聴えるよう出札窓口を改善せられたいとの請願。

昭和三十年六月二十五日印刷

昭和三十年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局